

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター賛同法人取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の目的に賛同する法人（以下「賛同法人」という。）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、賛同法人は、センターの目的に賛同し、事業の遂行を後援するため、年会費を納める法人又は団体とする。

(入会)

第3条 賛同法人は、センターの理事長あてに賛同法人入会申込書を提出し、承認を得なければならない。

2 理事長は、承認後、速やかに賛同法人会員証（以下「会員証」という。）を交付するものとする。

(会費)

第4条 賛同法人の年会費は、一口2万円とする。

2 賛同法人は、承認後、センターの理事長が指定する期日までに年会費を納付しなければならない。

(承認期間)

第5条 賛同法人の承認期間（有効期限）は、承認の日から1年間とする。

(特典)

第6条 賛同法人は、次の各号に定める特典を受けることができる。

- (1) センター広告掲載等取扱要綱における会員事業所と同等の取扱手数料の適用
- (2) 前号のうち、ホームページバナー広告については、加入口数により1年間又は半年間を無料
- (3) 会員同等の割引店舗・施設の利用（会員証提示で受けられるものに限る。）

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。